

# 日向市建築物耐震改修促進計画【概要版】

## はじめに

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において、県および市町村は国の基本方針に基づき、耐震診断および耐震改修の促進を図るための計画を定めることとされています。
- 本計画は平成22年3月に策定し建築物の耐震化を進めてきましたが、住宅の耐震化をより一層進める必要があること、また、策定以降、東日本大震災などを背景に法改正が行われ、さらに南海トラフ巨大地震の切迫性が指摘されるなど、近年の社会情勢の変化に対応していく必要があることから、市内の建築物の耐震診断および耐震改修の一層の促進を図るために改定するものです。
- 本計画の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とし、本計画に基づき市内の建築物の耐震化の促進に向けた取組を進めていくこととします。

## 第1章 建築物の耐震化の実施に関する目標設定

### 1 想定される地震の規模および想定される被害の状況

県が実施した地震被害想定のうち、最も被害の大きい「南海トラフ巨大地震」の状況は次のとおりです。

- 地震の規模 マグニチュード9クラス
- 最大震度 震度7
- 被害の程度 建物倒壊による死者数：約310名 揺れによる全壊建物数：約4,200棟

### 2 耐震化の現状と目標設定

耐震化率の現状および令和12年度末における耐震化率の目標は次表のとおりです。

建築物の種類	H22.3 策定時の耐震化率		今回改定による耐震化率		政府設定目標
	現状 (H17年度末)	目標 (H27年度末)	現状 (R7年度末)	目標 (R12年度末)	
住宅	72.3%	90%	90.0%	95%	おおむね解消 (R17年度末)

市有施設（多数の者が利用する公共建築物\*1）は令和7年度末で93棟あり、耐震化率は100%となっています。

※1：法に規定する用途・一定規模以上の公共建築物で、昭和56年6月以降に着工したものを含みます。

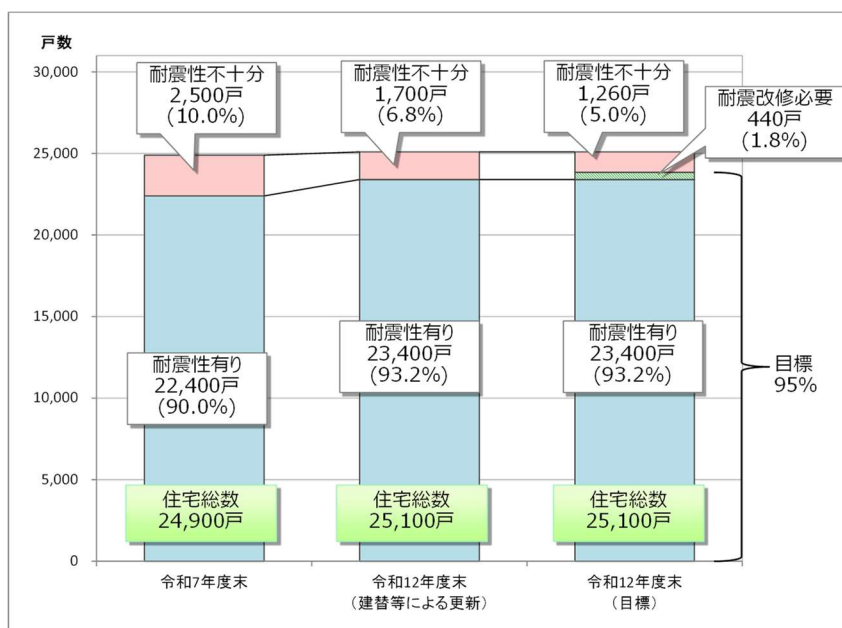


図 住宅の耐震化状況の推移（見込み）と目標

上記の図は、総務省「住宅・土地統計調査」の結果を用い、国が示した方法に準じて算出したものです。なお、住宅総数については、入居のある世帯を対象とします。

## 第2章 建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断・改修工事に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、大地震時に耐震性が確保されていない建築物が及ぼす影響を、自らの問題、地域の問題として意識し、耐震化に取り組むことが不可欠です。

市はこうした所有者等に対して耐震性向上への意識啓発に取り組むとともに、耐震診断や改修工事が行いやすい情報提供など環境整備や支援制度の充実を含め、必要な施策を講じます。

### 2 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

- ・建築物所有者に対し、耐震化に要する費用の補助等による支援を行います。
- ・国等の支援制度（減税制度、保険料割引制度、融資制度等）の周知を図ります。
- ・危険ブロック塀対策や屋根の台風対策等を図り、「安全で安心な災害に強いまちづくり」を推進します。

### 3 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

建築物所有者が、安心して耐震診断および耐震改修が行えるよう、相談窓口の設置や情報等の提供等を含めた環境の整備に努めます。

### 4 地震時の総合的な安全対策を図るための取組

県と連携し、建築物の所有者に対し、ブロック塀の倒壊、窓ガラスの飛散、大規模空間を持つ建築物の天井落下、地震時のエレベーター閉じ込め等について必要な対策を講じるよう指導等を行います。

地震により被災建築物等の応急危険度判定が必要となった場合には、応急危険度判定士の派遣要請や判定活動の実施など必要な措置を講じ、余震による二次災害の未然防止対策に取り組みます。

### 5 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

法に基づき、大地震時に沿道建築物の倒壊により緊急車両の通行や避難に支障がないよう、当該建築物の所有者が耐震診断を行い、その結果に基づき耐震改修を行うよう努めなければならない道路について、本計画において指定します。

- ・緊急輸送道路（宮崎県指定）
- ・緊急輸送道路および市内の緊急輸送を担う道路（市指定）

## 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項

市は建築物の耐震化に関する啓発および知識の普及活動を引き続き積極的に実施していきます。

- 1 地震被害想定結果等の周知
- 2 パンフレットの作成・配布、木造住宅耐震化相談会・出前講座等の開催
- 3 リフォームにあわせた耐震改修工事の誘導
- 4 アドバイザー派遣およびローコストアドバイザー派遣の実施
- 5 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法の周知
- 6 空き家施策と連携した耐震改修工事の誘導
- 7 自治会等との連携

## 第4章 建築物の所有者に対する耐震診断または耐震改修の指導等のあり方

市内の建築物の耐震化を促進するため、市は以下の事項に取り組めます。

- 1 法による耐震診断または耐震改修の指導等の実施  
建築物の所有者に対し、法に基づく指導、助言を行うものとし、必要に応じて指示、公表を行います。
- 2 耐震診断または耐震改修の指導等の方法
- 3 建築基準法による勧告または命令等の実施  
公表した建築物の用途・規模および耐震化の状況等を踏まえ実施します。
- 4 法による耐震診断または耐震改修の指導等、建築基準法による勧告または命令についての県との連携  
優先的に指導等を行うべき建築物の選定および指導等実施の手順、公表、さらに建築基準法の勧告や命令についても、その実施等のあり方等について県と統一的な運用を図るとともに連携して行います。

## 第5章 その他建築物の耐震診断、耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 関係団体との連携

建築関係団体や宮崎県建築連絡協議会等と協働し、市民への働きかけや市の相談業務の補完などを実施します。今後とも各建築団体等とさらなる連携を図り、所有者に対する啓発等を行っていきます。